

長崎市公告契第1-339号

下記の物品の購入について、制限付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき次のとおり公告します。

令和4年6月27日

長崎市長 田上 富久

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------|----------------------------|
| (1) 件名 | ふるさと納税用窓付き長形3号封筒購入 |
| (2) 納入場所 | 長崎市桜町4番1号 商工会館4階 ふるさと納税推進室 |
| (3) 業種 | 「封筒」 |
| (4) 概要 | ふるさと納税用窓付き長形3号封筒の購入 |
| (5) 納入期限 | 令和4年9月9日 |
| (6) 契約保証金 | 免除 |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 長崎市物品等競争入札有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) (2)の名簿に地域区分が市内としての登録がある者であること。
- (4) 公告日現在、1（3）の業種に登録がある者であること。
- (5) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (8) 本入札に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。
- (9) 本業務の履行能力がある者であること。

3 契約条項を示す場所

長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）及び長崎市標準契約書（物品の購入）については、長崎市役所本館4階理財部契約検査課（長崎市桜町2番22号）において閲覧することができる。

4 開札の日時及び場所

令和4年7月13日（水） 11時35分
長崎市役所本館4階入札室

5 入札保証金

免除する。

6 入札参加申請等

- (1) 入札参加申請方法 長崎市電子入札システムを使用すること。
- (2) 入札参加申請期間 令和4年6月27日(月)16時00分から
令和4年7月4日(月)10時00分まで

(3) その他

- ア 提出書類の作成にかかる費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出書類は無断で他の目的に使用しないものとする。
- ウ 提出書類は返却しないものとする。
- エ 提出書類は公表しないものとする。

7 入札参加資格の決定及び通知方法

入札参加資格の審査結果については、令和4年7月6日(水)までに通知する。

入札参加資格がある者については承認の通知を行い、入札参加資格がない者については理由を添えて否認の通知を行うものとする。ただし、紙入札への移行承認を受け、紙による入札参加申請を行った者については、入札参加資格を有しないと認めた場合のみ、否認理由を併記した制限付一般競争入札参加資格確認通知書にて通知を行うものとする。

8 仕様書等および質疑応答

- (1) 仕様書等は、入札情報サービス(PPI) からダウンロードして取得すること。

(2) 仕様書等の質疑応答

本業務にかかる仕様書等の質疑は、本市所定の質問書で行うものとする。

- ア 提出期限 令和4年7月4日(月)10時00分までに持参するものとする。
- イ 提出先 長崎市桜町4番1号(商工会館4階) 商工部ふるさと納税推進室
- ウ 回答期限 令和4年7月6日(水)までにファックスで回答したうえで、同日までに質問回答書を閲覧に供する。
- エ 閲覧期間 回答した日から入札書提出期限まで(長崎市の休日を定める条例(平成5年条例第35号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)
- オ 閲覧場所 長崎市桜町4番1号(商工会館4階) 商工部ふるさと納税推進室

9 入札の方法

- (1) 提出方法 長崎市電子入札システムを使用すること。
- (2) 提出期限 令和4年7月12日(火)14時00分 までとする。なお、仕様書等の質疑応答を確認のうえ送付すること。
- (3) 入札執行回数は2回を限度とする。(再度入札についても、電子入札とする。)
- (4) 初回入札において落札者が決定せず再度入札を行う場合は、再度入札を行う旨を入札参加者へ通知するものとする。

10 開札立会人

本入札に参加した者又は本入札に参加した者から開札の立会いに関する委任を受けた代理人は当該開札に立会うことができる。

11 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、当該入札者は再度入札の参加は認めない。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者(入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。)のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 本入札参加申請書又は提出資料において虚偽の記載をした者の入札
- (3) 長崎市契約規則第12条に該当する入札
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 入札金額が確認できない入札
- (6) 長崎市電子入札システム以外の方法による入札(紙入札への移行承認を受けた後に行った、紙による入札を除く。)
- (7) 再度入札する場合において、初回入札に参加しなかった者のした入札

12 入札書の撤回等

入札者は、提出した入札書(本市に到達したものをいう。以下同じ。)の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

13 入札辞退

入札書提出前までは入札の辞退を認めることとし、入札者はその旨を届け出なければならない。

14 入札の中止又は延期

入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止又は延期する場合がある。

15 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、本業務の予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムから発番された「くじ番号」に基づき、本市が別に定めるくじの方式により落札者を決定する。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。

16 異議の申立て

入札をした者は、入札後、長崎市契約規則、仕様書その他契約事項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

17 その他

紙入札への移行承認を受けた場合は、承認後に行う入札参加申請、入札書等の提出は、紙で行わなければならないものとする。

18 問い合わせ先

公告の内容	理財部契約検査課 電話番号 095(829)1277 (直通)
物品の内容	商工部ふるさと納税推進室 電話番号 095(829)1296 (直通)